

第54回 定時株主総会招集ご通知

日時 2022年6月23日（木曜日）
午前10時

場所 大阪市北区大深町3番1号
グランフロント大阪 タワーB27階
株式会社タカミヤ 本社

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

目次

ご挨拶	1
Topics	3
第54回定時株主総会招集ご通知	4
新型コロナウイルス感染拡大防止策について	5
株主総会参考書類	8
事業報告	29
計算書類	42
監査報告	46
ご参考	54

新型コロナウイルス感染拡大にともなうお願い

何卒、事情をご推察のうえ、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

1. ご来場株主様への**お土産配布を「中止」**いたします。
 2. できるだけインターネットもしくは郵送で議決権を行使ください。できるだけようお願い申し上げます。
- 詳細につきましては必ず5頁をご参照願います。



代表取締役会長兼社長 高宮 一雅

株主の皆様には平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、この度、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々、ご遺族の皆様にご哀悼の意を表すとともに、罹患されている方々や困難な環境に置かれている方々が、一日も早く回復されますよう心よりお祈り申し上げます。当社グループにおきましては、事業基盤である、「5本の矢」(開発・製造)(販売)(レンタル)(設計・施工)(管理・物流)を用いて顧客の課題解決を実現し、相互に収益性を向上させる新事業「プラットフォーム事業」を本格的に開始いたします。本年度を「プラットフォーム元年」と位置付け、ビジネスモデルの変革や働き方改革を絶えず進め、中長期的な成長を通じて社会に貢献してまいります所存です。株主の皆様

様におかれましても、健康に十分ご留意いただき、引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

■業績と実績の振り返り

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の制限と緩和が繰り返される中、持ち直しの動きが見られましたが、足元では原材料価格の高騰やロシア・ウクライナ情勢等の地政学リスクなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが関連する国内建設業界は、民間建設工事の一部の現場において、工事の中断や遅延、着工の延期など、厳しい状況でのスタートとなりましたが、首都圏の改修工事を中心に回復基調が見られました。海外におきましては、販売子会社が所在するフィリピンでは、政府による外出・移動制限措置により事業活動が制限され、また、製造子会社が所在するベトナムにおいても一時フィリピン同様の制限措置が設けられるなど、厳しい状況が続きました。

このような環境の中で、当社グループは2021年5月31日に発表しました中期経営計画において、「トランスフォームにより新たな価値を創造し、お客様のパートナー企業となることで、持続的な成長を目指す。」という経営ビジョンを掲げ、「Iqシステム」を中心としたハードとソフトを融合したサービスの開発、維持補修・再インフラ向け製品の強化、仮設部門以外の事業育成、海外事業基盤の再整備、この4施策に取り組んでまいりました。

2021 業績振り返り

売上高	営業利益	営業利益率	経常利益	経常利益率	親会社株主に帰属する当期純利益	当期純利益率
398億円 前年同期比 2.5%増	16億円 前年同期比 6.0%増	4.2% 前年同期比 0.1ポイント増	19億円 前年同期比 24.5%増	4.9% 前年同期比 0.9ポイント増	9億円 前年同期比 12.6%増	2.5% 前年同期比 0.3ポイント増

	経営方針	2022年3月期の実績・成果
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経営基盤の強化 ■ 収益基盤の革新 ■ 海外展開の加速 ■ 新たな成長事業の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 働き方改革、生産性向上策、ガバナンス強化、ERP導入 ■ グローバル調達、生産の最適化、海外シフトによる原価低減 ■ アグリ事業の成長、基盤構造事業の推進
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 賃貸資産投資の国内抑制、海外積極 ■ 海外生産拠点の増強 ■ 機材センター効率化への投資 ■ 技術開発力強化への投資 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 長野飯田センター新設 ■ Takamiya Lab. West (工事進行中) ■ 名古屋支店移転リニューアル
財務方針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自己資本比率 30%以上 ■ ROE 10%以上 ■ ROA 5%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自己資本比率 31.8% ■ ROE 5.21% ■ ROA 1.67%

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高39,800百万円（前年同期比2.5%増）、営業利益1,682百万円（前年同期比6.0%増）、経常利益1,954百万円（前年同期比24.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益965百万円（前年同期比12.6%増）となりました。

■ 2023年の見通しと課題

新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響が続く中で、世界各国でワクチン接種などの抑制施策や経済活動の回復もあり、持ち直しの動きもみられますが、ロシア・ウクライナ情勢によって生じる地政学的リスクの懸念等によって、エネルギー価格や穀物価格の高騰等の影響による物価上昇など、経済成長への不安要素が強く、依然として先行き不透明な状況が続くとみております。

このような状況のもと、当社は、2022年3月期を初年度とした中期経営計画において「トランスフォームにより新たな価値を創造し、お客様のパートナー企業となることで、持続的な成長を目指す。」とのビジョンを掲げ、その実現に向けて取り組んでまいります。

国内の建設業界において、国土強靱化計画等を背景とする社会インフラの維持修繕工事を中心に底堅さが見られますが、急激な円安進行により、民間の設備投資は、エネルギー価格や建設資材の価格高騰

等の影響もあり、建設コストの上昇や着工の遅れ等、特に2023年3月期の上半期において需要動向を慎重に見極めていく必要があります。一方、同第3四半期以降において、レンタル事業では着工が期待される建築及び土木工事の着実な受注活動を進めてまいります。販売事業においては、当連結会計年度を上回る需要を見込む当社主力製品である「Iqシステム」の増産体制を整え、需要期を逃さない安定的な製品供給に努めてまいります。

海外事業においては、新型コロナウイルス感染症による経済活動の抑制施策が緩和され、着実に回復しつつあるものの、エネルギー価格、鋼材価格の高騰等、引き続き難しい経営環境が続くものとみております。これまでの経済活動抑制による影響が根強く、設備投資需要の強い回復は期待できない状況ではありますが、堅調な需要が期待される型枠材、支保工材の受注案件を着実に積み上げてまいります。一方、製造部門においては、材料価格の高騰による影響は無視できないものの、日本国内での「Iqシステム」の需要が堅調に推移すると見込んでおります。

これら基本戦略に基づき、当社グループは、中期経営計画ビジョンの実現、企業価値向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

羽生^{あいさい}愛菜プロジェクト

羽生愛菜プロジェクトでは、埼玉県羽生市にて自社栽培施設を用いて、農作物の収量と品質を向上させるための実証実験



を行っております。実証実験には、新製品の農業用ハウス「G-Castle Neo48」と、ITやIoTの技術を組み合わせた、高機能スマートハウスを用いております。

2021年8月中旬には「キュウリ」の定植を行い、

2021年9月24日に羽生市内のスーパー「super KENZO」へ初出荷と、実証実験は順調に進みました。

今後は現場作業の省力化やカイゼン活動、労務管理システムの導入などを進め、生産者様に向けて、収量と収益拡大に貢献できる、より機能性の高い栽培施設とノウハウを提供できるよう実証に取り組んでいきます。



新製品の農業用ハウス「G-Castle Neo48」

名古屋支店移転リニューアル



2022年3月に、働き方改革の一環として、名古屋支店のオフィスを移転リニューアルしました。仕切りを取り払い、オフィス全体を一つの空間にし

たことで、風通しの良い支店に生まれ変わりました。

社員同士のコミュニケーションを活性化すべく、オープンスペースを8割まで拡げ、執務室は2割に留めました。この自由で明るいオフィスでの会議は、社員だけでなくお客様にとっても楽しんでいただけて感じております。

また、オフィスにいる社員だけでなく、全国の拠点とリモートで繋げるように、モニターを複数台設置

し、働く場所にとらわれず綿密なコミュニケーションが取れる工夫を施しました。新しい時代の流れに全社員が一丸となって取り組むためには、従来の考え方にとらわれず、柔軟な発想が必要となります。型破りともいえるこのオフィスから、ますます面白いアイデアが生まれるものと確信しています。

■ 主な特徴

- オフィスは「憩いの場」へ
- フリーアドレス導入
- フレックスタイム制とテレマネジメント



株 主 各 位

証券コード2445
2022年6月7日
大阪市北区大深町3番1号
株式会社タカミヤ
代表取締役会長兼社長 高宮一雅

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日のご来場は控えていただきますようお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、6頁の「議決権行使についてのご案内」にしたがって、2022年6月22日（水曜日）午後5時30分（営業時間終了時）までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪 タワーB 27階
株式会社タカミヤ 本社
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第54期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第54期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する
ストック・オプション報酬額及び内容決定の件 以上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ・本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」は、法令及び定款に基づき、当社ウェブサイトに掲載しております。したがって、本招集ご通知の添付書類は監査役及び会計監査人が監査した対象の一部であります。また、添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.takamiya.co/>）に掲載させていただきます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

新型コロナウイルス感染症拡大防止策について

第54回定時株主総会を開催するにあたり、新型コロナウイルス感染症拡大防止策について以下のとおりご案内申し上げます。株主の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、あらかじめご了承いただけますと幸いです。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、会場の安定的な利用等を重視し、当社内での開催としております。本招集ご通知裏面の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。
また、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が限られております。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。
- ・ご出席の株主様へのお手土産の配布を中止とさせていただきます。
- ・ご来場いただく前に議決権を行使していただく方法として、インターネット等または同封の議決権行使書の郵送がご利用いただけます。
- ・本株主総会にご来場いただくご予約の株主様は、厚生労働省のウェブサイトに掲載の感染予防等を事前にご確認いただくとともに、当日の健康状態や体調を十分ご確認のうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ・株主総会会場におきましては、役員ならびに株主総会運営スタッフはマスク着用にて対応させていただきます。株主様におかれましてもマスク着用やアルコール消毒液の使用、検温等のご協力をお願いする場合がございます。マスクを着用されていない株主様に限り、ご希望の株主様にはマスクをお渡しいたしますので、株主総会運営スタッフまでお声がけください。
- ・ご来場の株主様のうち体調がすぐれない株主様には、株主総会運営スタッフがお声がけさせていただく場合がございます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネット等で議決権 を行使される場合

次ページのご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月22日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月22日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2022年6月23日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX月XX日

基本日現在のご所有株式数 XX 股

議決権の数 XX 股

1. _____

2. _____

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4・5・6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

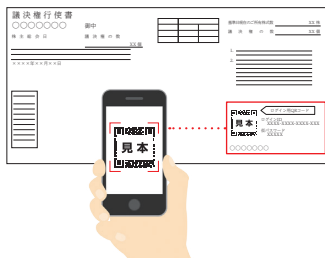
インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

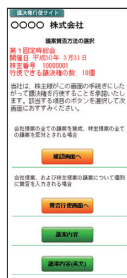
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

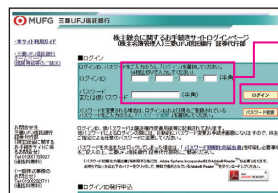
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

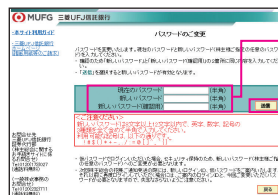
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考資料

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は取締役会の監督機能の強化と透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの皆様の期待に、より適格に答え得る体制を構築することを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。
- (2) 会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役について、その期待される役割を十分に発揮できるよう、当該取締役との間に責任限定契約を締結するため、現行定款30.の(2) (変更案第33条第2項) を変更するものであります。なお、現行定款30.の(2)の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する事項の改正が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 定款変更案第14条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設するものであります。
 - ② 改正法の施行に伴い、現行定款14. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ③ 現行定款14. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記(1)から(3)までに記載する事項により、定款の条数等を改めるのに加え、定款全体の構成を現在の「項号」から「条項号」に変更するものであります。なお、当該変更は形式面の変更であり、定款の内容変更を伴うものではありません。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
	(条文中の番号表記を条項号形式に改定し、以下全条項につき、見出しを「(〇〇〇)」、「1.」、「2.」…を「第1条」「第2条」…、「(1)」、「(2)」…を、第1項は表記を省略し、以降の項番号を「2」…、「①」「②」…を「(1)」、「(2)」…の表記に改める。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 (現行どおり)</p>
<p>1₂~4₂ (条文省略)</p>	<p>第1条~第4条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株式</p>	<p>第2章 (現行どおり)</p>
<p>5₂~11₂ (条文省略)</p>	<p>第5条~第11条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 (現行どおり)</p>
<p>12₂~13₂ (条文省略)</p>	<p>第12条~第13条 (現行どおり)</p>
<p>14₂ <u>株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供</u> <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p>
<p>15₂~17₂ (条文省略)</p>	<p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>18₂ <u>取締役会の設置</u> <u>当社は取締役会を置く。</u></p>	<p>第15条~第17条 (現行どおり)</p>
<p>19₂ <u>取締役の員数</u> <u>当社の取締役は、15名以内とする。</u></p>	<p>第4章 (現行どおり)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(取締役会の設置)</u></p>
<p>第18条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p>	<p>第18条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p>
<p><u>(取締役の員数)</u></p>	<p><u>(取締役の員数)</u></p>
<p>第19条 <u>当社の取締役は、4名以上15名以内とする。</u></p>	<p>第19条 <u>当社の取締役は、4名以上15名以内とする。</u></p>
<p>2 <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u></p>	<p>2 <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>20. 取締役の選任</p> <p>(1) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>21. 取締役の任期</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に基づき株主総会において補欠の監査等委員である取締役を予選することができる。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(補欠の監査等委員である取締役の予選決議)</p> <p>第22条 会社法第329条第3項に基づく監査等委員である取締役の補欠者の予選に係る決議の効力は、予選決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会決議で予選に係る決議の効力期間を短縮した場合は、この限りでない。</p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

現行定款

22. 代表取締役および役付取締役

(1) (条文省略)

(2) (条文省略)

(3) 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、常務取締役各若干名を選定することができる。

23. (条文省略)

24. 取締役会の招集通知

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

25. (条文省略)

26. 取締役会の決議の省略

当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

27. 取締役会の議事録

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

28. (条文省略)

29. 取締役の報酬等

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

変更案

(代表取締役および役付取締役)

第23条 (現行どおり)

2 (現行どおり)

3 取締役会は、その決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長1名および取締役副社長、常務取締役各若干名を選定することができる。

第24条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第26条 (現行どおり)

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第29条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

現行定款

30. 取締役の責任免除

(1) (条文省略)

(2) 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

31. 監査役および監査役会の設置

当社は、監査役および監査役会を置く。

32. 監査役の数

当社の監査役は、4名以内とする。

33. 監査役の選任

(1) 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

(2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

34. 監査役の任期

(1) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(2) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

35. 常勤監査役

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

36. 監査役会の招集通知

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

変更案

(取締役の責任免除)

第31条 (現行どおり)

2 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第32条 当社は、監査等委員会を置く。

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

現行定款

37. 監査役会の議事録

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

38. 監査役会規程

監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

39. 監査役報酬等

監査役報酬等は、株主総会の決議によって定める。

40. 監査役責任免除

- (1) 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- (2) 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

41.~43. (条文省略)

44. 会計監査人の報酬等

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

45.~47. (条文省略)

変更案

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(削除)

(削除)

第6章 (現行どおり)

第36条~第38条 (現行どおり)

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 (現行どおり)

第40条~第42条 (現行どおり)

現行定款

変更案

(新設)

(附則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第54回定時株主総会において決議された本定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関する監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 第54回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、第54回定時株主総会の決議による変更前定款40. 監査役の責任免除(2)の規定に定めるところによる。

(新設)

(電子提供措置等に関する経過措置)

第2条 第54回定時株主総会の決議による変更前定款14. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款14. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定はなお効力を有する。

3 本附則第2条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（8名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、経営体制の一層の強化のため、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）1名増員することとし、取締役9名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものとしたします。

なお、取締役候補者に関しましては、指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 <small>ふりがな</small>	当社における地位及び担当
1	<small>再任</small> たかみや かずまさ 高宮 一雅	代表取締役会長 兼 社長
2	<small>再任</small> たかみや あきよし 高宮 章好	代表取締役副社長 Takamiya Lab.本部長
3	<small>再任</small> あべ つとむ 安部 努	取締役 兼 専務執行役員
4	<small>再任</small> やすだ ひでき 安田 秀樹	取締役 兼 常務執行役員 経営戦略本部長 兼 Takamiya Lab.副本部長 運輸部準備室 管掌
5	<small>再任</small> むかい やま ゆうき 向山 雄樹	取締役 兼 執行役員 製造本部長 兼 Takamiya Lab.副本部長 グローバル調達本部 管掌
6	<small>再任</small> たつみ ともや 辰見 知哉	取締役 兼 執行役員 経営管理本部長 兼 Takamiya Lab.副本部長
7	<small>新任</small> かわかみ かずのり 川上 和伯	上席執行役員 営業本部長 兼 Takamiya Lab.副本部長
8	<small>再任</small> <small>社外</small> <small>独立</small> しもかわ こうじ 下川 浩司	社外取締役
9	<small>再任</small> <small>社外</small> <small>独立</small> ふるいち のぼる 古市 徳	社外取締役

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
<p style="text-align: center;">1</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	 <p style="text-align: center;">たかみや かずまさ 高宮 一雅 (1966年 8月18日生)</p>	<p>1992年 3月 当社入社</p> <p>1995年11月 当社取締役ビルドテクノレンタル事業部長</p> <p>1997年 6月 当社常務取締役ビルドテクノレンタル事業本部長</p> <p>2000年 6月 当社取締役副社長</p> <p>2001年 1月 当社代表取締役副社長</p> <p>2002年 6月 当社代表取締役社長</p> <p>2017年 6月 当社代表取締役会長 兼 社長 (現任)</p> <p>2019年 6月 当社機材管理本部 管掌 (現任)</p> <p>2021年 4月 当社海外事業本部・開発本部 管掌 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p style="text-align: center;">-</p>	<p style="text-align: center;">1,350,000株</p>
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>上記の要職を歴任し、企業経営に関する高い知見と強力なリーダーシップを有し、当社グループを牽引していることから取締役候補者に選任いたしました。</p>			
<p style="text-align: center;">2</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	 <p style="text-align: center;">たかみや あきよし 高宮 章好 (1969年 2月 7日生)</p>	<p>1995年 3月 当社入社</p> <p>1997年 6月 当社取締役スタンバイマルチメディア事業部リテイル営業部長</p> <p>1998年 4月 当社取締役退任</p> <p>2000年 6月 当社取締役管理部門統括部長</p> <p>2001年 6月 当社常務取締役財務部長・管理部門統括</p> <p>2005年 6月 当社副社長執行役員管理部門統括</p> <p>2006年 4月 当社代表取締役副社長</p> <p>2012年 4月 ホリー(株)代表取締役社長</p> <p>2012年 6月 当社取締役副社長</p> <p>2016年 6月 当社代表取締役副社長 (現任)</p> <p>2019年 4月 当社営業本部 管掌</p> <p>当社開発本部 管掌 (現任)</p> <p>2020年 5月 (株)トータル都市整備代表取締役社長</p> <p>2021年 4月 当社機材管理本部・海外事業本部 管掌 (現任)</p> <p>2022年 4月 当社Takamiya Lab.本部長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p style="text-align: center;">-</p>	<p style="text-align: center;">1,288,984株</p>
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>上記の要職を歴任し、営業部門を中心に業務全般とマネジメントに精通していることから取締役候補者に選任いたしました。</p>			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
<p>3 再任</p>	 <p>あべ つとむ 安部 努 (1966年9月27日生)</p>	<p>1991年3月 当社入社 2005年6月 当社執行役員営業本部営業第二部長 2008年10月 (株)青森アトム代表取締役社長 2010年2月 当社執行役員営業本部長 2010年6月 当社取締役(現任) 2013年5月 (株)ヒラマツ取締役(現任) 2014年4月 アサヒ工業(株)(現 (株)ネクステック) 取締役(現任) 2016年4月 (株)S Nビルテック(現 (株)トータル都市整備) 取締役(現任) 2021年5月 (株)青森アトム代表取締役会長(現任) 2022年4月 当社専務執行役員(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)青森アトム代表取締役会長</p>	<p>155,640株</p>
<p>取締役候補者とした理由 上記の要職を歴任し、建設用仮設業界における豊富な経験と営業全般に関する高い知見を有していることから取締役候補者に選任いたしました。</p>			
<p>4 再任</p>	 <p>やすだ ひでき 安田 秀樹 (1967年8月2日生)</p>	<p>1990年3月 当社入社 2008年4月 当社執行役員経理部長 2010年2月 当社執行役員経営企画室長 2011年5月 (株)イワタ監査役(現任) 2011年5月 (株)ヒラマツ監査役(現任) 2011年6月 当社取締役(現任) 2014年4月 アサヒ工業(株)(現 (株)ネクステック) 監査役(現任) 2015年6月 当社常務執行役員経営企画室長 2017年4月 当社常務執行役員経営管理本部長 2021年4月 当社常務執行役員経営戦略本部長(現任) 2022年4月 当社Takamiya Lab.副本部長 運輸部準備室 管掌(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) -</p>	<p>93,700株</p>
<p>取締役候補者とした理由 上記の要職を歴任し、経営企画・財務・会計を中心に管理部門における豊富な経験と高い知見および計画遂行能力を有していることから取締役候補者に選任いたしました。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
<p style="text-align: center;">5</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	 <p style="text-align: center;">むかいやま ゆう き 向山 雄樹 (1970年2月2日生)</p>	<p>1993年3月 当社入社</p> <p>2013年4月 当社執行役員事業開発部長</p> <p>2014年4月 アサヒ工業(株)(現 株ネクステック)取締役 (現任)</p> <p>2015年4月 当社執行役員事業開発本部長</p> <p>2015年6月 当社取締役 (現任)</p> <p>2016年6月 ホリーコリア(株)理事 (現任)</p> <p>2018年1月 (株)キャディアン代表取締役社長</p> <p>2019年4月 当社執行役員海外事業本部長 事業開発本部・グローバル調達本部 管掌</p> <p>2020年4月 当社執行役員海外事業本部・事業開発本部 管掌 当社執行役員グローバル調達本部 管掌 (現任)</p> <p>2021年4月 当社製造本部長 (現任)</p> <p>2022年4月 当社Takamiya Lab.副本部長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) -</p>	<p style="text-align: center;">48,700株</p>
<p>取締役候補者とした理由 上記の要職を歴任し、海外子会社において代表を務めるなど豊富な海外マネジメント経験を有し、新規事業開発に精通していることから取締役候補者に選任いたしました。</p>			
<p style="text-align: center;">6</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	 <p style="text-align: center;">たつ み とも や 辰見 知哉 (1971年11月3日生)</p>	<p>1995年7月 当社入社</p> <p>2013年6月 当社経理部長</p> <p>2016年3月 (株)イワタ取締役 (現任)</p> <p>2017年4月 当社執行役員</p> <p>2017年6月 ホリーコリア(株)監査役 (現任)</p> <p>2018年1月 (株)キャディアン監査役 (現任)</p> <p>2018年5月 (株)ナカヤ機材監査役 (現任)</p> <p>2019年5月 (株)トータル都市整備監査役 (現任) (株)青森アトム監査役 (現任)</p> <p>2020年5月 (株)エコ・トライ監査役 (現任)</p> <p>2021年4月 当社上席執行役員経営管理本部長</p> <p>2021年6月 当社取締役兼執行役員経営管理本部長 (現任)</p> <p>2022年4月 当社Takamiya Lab.副本部長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) -</p>	<p style="text-align: center;">46,400株</p>
<p>取締役候補者とした理由 上記の要職を歴任し、財務・会計および子会社監査等の豊富な経験から、今後さらなるガバナンス強化や管理部門機能の拡充の実現へ向け、十分な資質を有していることから取締役候補者に選任いたしました。</p>			

招集ご通知


株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
<p>7 新任</p>	 <p>かわかみ かずのり 川上 和伯 (1967年 6 月 6 日生)</p>	<p>1990年 4 月 当社入社 2005年 4 月 当社東京支店長 2005年 6 月 当社執行役員東京支店長 2010年 2 月 当社執行役員工事部長 2016年 4 月 当社上席執行役員営業本部副本部長兼工事部長 2021年 4 月 当社上席執行役員東日本統括部長兼工事部長兼東京支店長 (現任) 2022年 4 月 当社営業本部長兼Takamiya Lab.副本部長 (現任) 2022年 5 月 (株)青森アトム取締役 (現任) (株)ヒラマツ取締役 (現任) (株)ナカヤ機材取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) -</p>	<p>70,620株</p>
<p>取締役候補者とした理由 上記の要職を歴任し、建設用仮設業界における豊富な経験と営業全般に関する高い知見を有していることから取締役候補者に選任いたしました。</p>			
<p>8 再任 社外 独立</p>	 <p>しもかわ こうじ 下川 浩司 (1962年 3 月29日生)</p>	<p>1985年 4 月 (株)富士銀行 (現 (株)みずほ銀行) 入行 1996年 8 月 下川会計事務所(現 税理士法人下川&パートナーズ) 開業 2002年 2 月 (有)下川会計事務所(現 税理士法人下川&パートナーズ) 代表取締役 2002年 6 月 当社監査役 2005年 6 月 当社取締役 (現任) 2005年12月 (株)グローバル・コーポレート・コンサルティング代表取締役 2007年 4 月 (株)グローバル・ヒューマン・コミュニケーションズ代表取締役 2016年 4 月 税理士法人下川&パートナーズ代表社員 (現任) 2017年 9 月 (株)グローバル・コーポレート・コンサルティング取締役会長 (現任) 2018年 6 月 (株)三ツ星取締役</p> <p>(重要な兼職の状況) 税理士法人下川&パートナーズ代表社員</p>	<p>128,060株</p>
<p>社外取締役候補者とした理由 税理士の資格を有し、経営会計業務に長年にわたって携わられた豊富な経験と高い知見を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役候補者に選任いたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
<div style="text-align: center;">9</div> <div style="text-align: center;">再任 社外 独立</div>	 <p style="text-align: center;">ふる いち のぼる 古市 徳 (1949年2月16日生)</p>	<p>1972年4月 新日本証券(現 みずほ証券(株)) 入社 1997年5月 同社法人企画部長 2000年4月 同社執行役員福岡支店長 2002年5月 同社常務執行役員 インベストメントバンキング第一部・第二部担当 2005年4月 同社専務執行役員 大阪法人本部長西日本IB営業部担当 2007年5月 新光インベストメント(株)代表取締役社長 2008年2月 ネオステラ・キャピタル(株)代表取締役社長 2009年6月 新光証券ビジネスサービス(株)顧問 2010年6月 日亜鋼業(株)監査役 2017年6月 当社取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) —</p>	4,700株
<p>社外取締役候補者とした理由 証券会社で広範にわたるファイナンシャル・アドバイザー業務を長年担当され、高度な経営判断能力を有しており、その豊富な経験と知見を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役候補者に選任いたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 下川浩司氏、古市 徳氏は、社外取締役候補者であります。
3. 下川浩司氏、古市 徳氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
4. 下川浩司氏は現在当社社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって17年となります。また、同氏は、過去に当社の監査役であったことがあります。
5. 古市 徳氏は現在当社社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
6. 当社は、下川浩司氏、古市 徳氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、再任された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および監査役(社外含む)であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因する損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用などを補償することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害などは補償対象外とすることにより、役員などの職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、被保険者の範囲は取締役(社外含む)に更新する予定であります。また、当該保険契約は次回更新時においても更新を予定しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

ご 参 考 第 1 ・ 2 号 議 案 が 承 認 さ れ た の ち の 取 締 役 会 の 体 制 （ 予 定 ）

当社では、経営戦略を実現するための能力を特定したうえで、取締役のスキルマトリックスを作成し、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力のバランスを総合的に勘案しております。第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が承認されたのちの当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）各メンバーの専門性・経験は、以下のとおりであります。

氏 名	企業 経営	営 業	技術 製造	グロー バル	財務 会計	法務 RM	異業種 経験	DX	サステ ナビリ ティ
高宮 一雅 代表取締役会長 兼 社長	○	○	○	○			○	○	○
高宮 章好 代表取締役副社長	○	○	○				○	○	
安部 努 取締役 兼 専務執行役員		○	○						
安田 秀樹 取締役 兼 常務執行役員 経営戦略本部長				○	○	○		○	○
向山 雄樹 取締役 兼 執行役員 製造本部長		○	○	○			○		
辰見 知哉 取締役 兼 執行役員 経営管理本部長					○	○			○
川上 和伯 取締役 兼 執行役員 営業本部長		○	○						
下川 浩司 社外取締役	○				○		○		○
古市 徳 社外取締役	○	○					○		○

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行します。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の本総会への提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものとしたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1 新任	 し み ず や す し 清水 靖 (1963年 9 月20日生)	1988年 3 月 当社入社 2017年 4 月 当社経営管理本部 情報システム室長 2020年 6 月 当社常勤監査役 (現任) (重要な兼職の状況) -	124,600株
監査等委員である取締役候補者とした理由 当社の経理部に1989年4月から2006年3月まで在籍し、2006年4月より2020年5月まで情報システム室長として、当社グループ基幹システムの構築、業務改善、IT統制などのグループ全体の情報管理システムを統括するなど、当社グループ業務全般に精通しており、情報システムが内部統制の重要な部分を占める今日において、監査等委員である取締役として十分な資質を有していることから、監査等委員である取締役候補者に選任いたしました。			
2 新任 社外 独立	 さ か た に よ し ひ ろ 酒谷 佳弘 (1957年 3 月11日生)	1979年10月 日新監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 2004年 6 月 ジャパン・マネジメント・コンサルティング㈱代表取締役 (現任) 2004年 7 月 ㈱プレサンスコーポレーション 監査役 2005年 6 月 当社 監査役 (現任) 2006年 2 月 北恵㈱ 監査役 (現任) 2010年11月 ㈱ワッツ 監査役 2011年 3 月 SHO-BI㈱ 監査役 2015年 6 月 ㈱プレサンスコーポレーション 取締役 (監査等委員) (現任) 2015年11月 ㈱ワッツ 取締役 (監査等委員) (現任) SHO-BI㈱ 取締役 (監査等委員) (現任) 2022年 3 月 クリヤマホールディングス㈱ 取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) ジャパン・マネジメント・コンサルティング㈱代表取締役	8,380株
監査等委員である取締役候補者とした理由 公認会計士の資格を有しており、会計監査の豊富な経験に基づいた客観的・中立的な監査業務が期待されることから、監査等委員である取締役候補者に選任いたしました。			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
<p style="text-align: center;">3</p> <p>新任 社外 独立</p>	 <p style="text-align: center;">じょうこう ていじ 上甲 悌二 (1965年 8月19日生)</p>	<p>1993年 4月 弁護士登録（大阪弁護士会所属） 淀屋橋合同法律事務所（現 弁護士法人淀屋橋・山上合同）入所（現任）</p> <p>2001年 6月 ㈱G-7ホールディングス監査役（現任）</p> <p>2016年 3月 オーナンバ㈱監査役（現任）</p> <p>2017年 3月 当社監査役（現任）</p> <p>2019年12月 ㈱姫野組取締役（現任）</p> <p>2020年11月 ㈱アキタフーズ監査役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 弁護士法人 淀屋橋・山上合同代表社員</p>	<p style="text-align: center;">0株</p>
<p>監査等委員である取締役候補者とした理由 弁護士の資格を有しており、弁護士業務の豊富な経験に基づいた客観的・中立的な監査業務が期待されることから、監査等委員である取締役候補者に選任いたしました。なお、同氏は社外役員となること以外で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			
<p style="text-align: center;">4</p> <p>新任 社外 独立</p>	 <p style="text-align: center;">かとう さちえ 加藤 幸江 (1946年 11月11日生)</p>	<p>1969年 4月 最高裁判所司法研修所入所</p> <p>1971年 4月 検事任官（東京地方検察庁・福島地方検察庁）</p> <p>1974年 5月 大阪弁護士会登録</p> <p>1983年 3月 中務総合法律事務所（現・弁護士法人中央総合法律事務所）入所</p> <p>2014年 4月 ガイドードリンク㈱監査役</p> <p>2015年 6月 ㈱山善取締役</p> <p>2015年 6月 ㈱日販製作所取締役</p> <p>2016年 6月 ㈱山善取締役（監査等委員）</p> <p>2017年 4月 ガイドーグループホールディングス㈱監査役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 弁護士法人 中央総合法律事務所代表社員</p>	<p style="text-align: center;">0株</p>
<p>監査等委員である取締役候補者とした理由 加藤幸江氏は、法曹界における豊富な経験と深い見識があり、上場企業3社の経営に参画するなど企業経営や企業コンプライアンスに対しても高い知見を有しており、また、当社初の女性取締役としてダイバーシティ推進に貢献していただきたいため、監査等委員である取締役候補者に選任いたしました。なお、同氏は社外役員となること以外で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 酒谷佳弘氏、上甲悌二氏、加藤幸江氏は、社外取締役候補者であります。
3. 酒谷佳弘氏、上甲悌二氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、選任された場合は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
4. 酒谷佳弘氏は現在当社の監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって17年となります。
5. 上甲悌二氏は現在当社の監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

6. 当社は酒谷佳弘氏、上甲悌二氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、選任された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、清水 靖氏、加藤幸江氏の選任が承認された場合は、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および監査役（社外含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因する損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用などを補償することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害などは補償対象外とすることにより、役員などの職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、被保険者の範囲は取締役（社外含む）に更新する予定であります。また、当該保険契約は次回更新時においても更新を予定しております。

ご 参 考

第1号議案・第3号議案が承認されたのちの監査等委員会の体制（予定）

当社では、経営戦略を実現するための能力を特定したうえで、取締役のスキルマトリックスを作成し、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力のバランスを総合的に勘案しております。第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が承認されたのちの監査等委員である取締役各メンバーの専門性・経験は、以下のとおりであります。

氏 名	企業 経営	営業	技術 製造	グロー バル	財務 会計	法務 RM	異業種 経験	DX	サステ ナビリ ティ
清水 靖 取締役 (監査等委員)					○	○		○	
酒谷 佳弘 社外取締役 (監査等委員)					○		○		○
上甲 悌二 社外取締役 (監査等委員)	○					○	○		○
加藤 幸江 社外取締役 (監査等委員)	○					○	○		○

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。当社の取締役の報酬額は、2017年6月28日開催の当社第49回定時株主総会において、年額500百万円以内（うち、社外取締役分50百万円以内。なお、使用人分給与を含まない。）とご承認いただき現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額、当社の財務状況および経済情勢等諸般の事情を考慮し、年額500百万円以内（うち、社外取締役分50百万円以内）とさせていただきますと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。現在の取締役の員数は8名（うち、社外取締役2名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名（うち、社外取締役2名）となります。

取締役の報酬は、当社経営理念に基づき、持続的成長と中長期的な企業価値向上を促進し、適切な報酬水準により業績等の成果に報いるものとし、また、その決定は公正で透明性のあるプロセスを経て行うものとした、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に照らし、本議案は必要かつ合理的な内容となっていることから、相当であるものと考えております。また、本議案の内容は、社外取締役を議長とする指名・報酬委員会の諮問を経ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものといたします。

第5号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とさせていただきますと存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

当社と同業または同規模の国内企業を主なベンチマークとしつつ、昨今の監査等委員の職責の増大、当社の財務状況、経済情勢等諸般の事情を踏まえたものであり、本議案の内容は相当であると考えております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものといたします。

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社取締役のストック・オプションとしての報酬額は、2021年6月24日開催の当社第53回定時株主総会において当社取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬として年額150百万円以内の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をいただいておりますが、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」でご承認いただく予定の報酬額とは別枠で、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する報酬として年額150百万円以内の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき、改めてご承認をお願いするものであります。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。なお、現在の取締役は8名（うち、社外取締役2名）であります。第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと9名（うち、社外取締役2名）となります。

また、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとし、取締役への支給時期および配分については取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものとしたします。

ストック・オプションとしての新株予約権の内容は次のとおりであります。

1. 取締役に対し新株予約権を発行する理由
職務執行の対価として、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。また、事業報告39頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。
2. 新株予約権の内容
 - (1) 新株予約権の数の上限
5,000個を各事業年度にかかる定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限といたします。なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割又は株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとしたします。
 - (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」といいます。）は100株といたします。なお、割当後、当社が、当社普通株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、切り捨てるものとしたします。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用するものいたします。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用するものいたします。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものいたします。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」といいます。）に通知又は公告いたします。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告いたします。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込を要しないものいたします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産

取締役の報酬等として発行するものであり、新株予約権の行使に際してする金銭の払込又は会社法第236条第1項第3号に規定する財産の給付を要しないものいたします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から30年を経過するまでの範囲内で、当社取締役会で定める期間といたします。

(6) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要するものいたします。

(7) 新株予約権の取得条項

次の①、②、③、④又は⑤のいずれかの議案について、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会において別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものいたします。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (8) その他の新株予約権の行使の条件
株主総会の決議による会社法第361条第1項第4号に掲げる事項についての定めに係る取締役（取締役であった者を含みます。）以外の者は、新株予約権を行使することができないものといたします。
- (9) 新株予約権の公正価額
新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブック・ショールズ・モデルを用いて算定するものといたします。
- (10) その他新株予約権の内容
新株予約権に関するその他の募集事項については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めることといたします。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の制限と緩和が繰り返される中、持ち直しの動きが見られましたが、足元では原材料価格の高騰やロシア・ウクライナ情勢等の地政学リスクなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが関連する国内建設業界は、民間建設工事の一部の現場において、工事の中断や遅延、着工の延期など、厳しい状況でのスタートとなりましたが、首都圏の改修工事を中心に回復基調が見られました。海外におきましては、販売子会社が所在するフィリピンでは、政府による外出・移動制限措置により事業活動が制限され、また、製造子会社が所在するベトナムにおいても一時フィリピン同様の制限措置が設けられるなど、厳しい状況が続きました。

このような環境の中で、当社グループは2021年5月31日に発表しました中期経営計画において、「トランスフォームにより新たな価値を創造し、お客様のパートナー企業となることで、持続的な成長を目指す。」という経営ビジョンを掲げ、「Iqシステム」を中心としたハードとソフトを融合したサービスの開発、維持補修・再インフラ向け製品の強化、仮設部門以外の事業育成、海外事業基盤の再整備、この4施策に取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高39,800百万円（前年同期比2.5%増）、営業利益1,682百万円（前年同期比6.0%増）、経常利益1,954百万円（前年同期比24.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益965百万円（前年同期比12.6%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(販売事業)

仮設部門においては、「Iqシステム」に対する関心は依然として高く、新規及び継続案件ともに引合いは堅調に推移いたしました。ベトナムの外出・移動制限措置により、一時生産量の低下はありましたが、出荷は順調に推移いたしました。

仮設部門以外においては、農業用高機能ガラスハウス建設工事等により、アグリ関連売上が増加いたしました。

これらの結果、売上高13,629百万円（前年同期比13.7%増）、営業利益1,633百万円（前年同期比16.3%増）となりました。

（レンタル事業）

民間建設工事においては、工事の中断や遅延、着工の延期など、厳しい状況が継続する中、首都圏の維持改修工事を中心に「Iqシステム」の貸出量が高く推移いたしました。一方、建築、土木分野では見込まれていた大型現場の遅延、着工の延期などにより、仮設機材の貸出量が減少いたしました。利益面におきましても、仮設機材の貸出量の減少に伴い、減価償却費等の固定原価割合が増加したことによりセグメント利益率が低下いたしました。

これらの結果、売上高23,283百万円（前年同期比3.0%減）、営業利益1,221百万円（前年同期比31.9%減）となりました。

（海外事業）

販売子会社であるDIMENSION-ALL INC.（フィリピン）においては、マニラ首都圏の外出・移動制限措置により事業活動制限が継続され、厳しい状況ではありましたが、販管費の削減に努め、収益改善を進めました。また、製造子会社であるホリーベトナム（ベトナム）においては、政府による一時外出・移動制限により事業活動が制限され、日本国内向け製品の生産量が一時低下もありましたが、原材料・部品の調達に大きな影響はなく順調に推移し、売上が増加いたしました。

これらの結果、売上高6,410百万円（前年同期比20.9%増）、営業利益277百万円（前年同期は営業損失99百万円）となりました。

なお、当事業年度の期末配当金につきましては、自己資本を充実させるため、財務体質の健全性を維持・強化しつつ、株主のみなさまの日頃からのご支援にお応えするため、2022年5月12日開催の取締役会決議により、1株につき普通配当8円とさせていただきます。これにより、期末配当金総額は372,628,640円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の主なものは次のとおりであります。

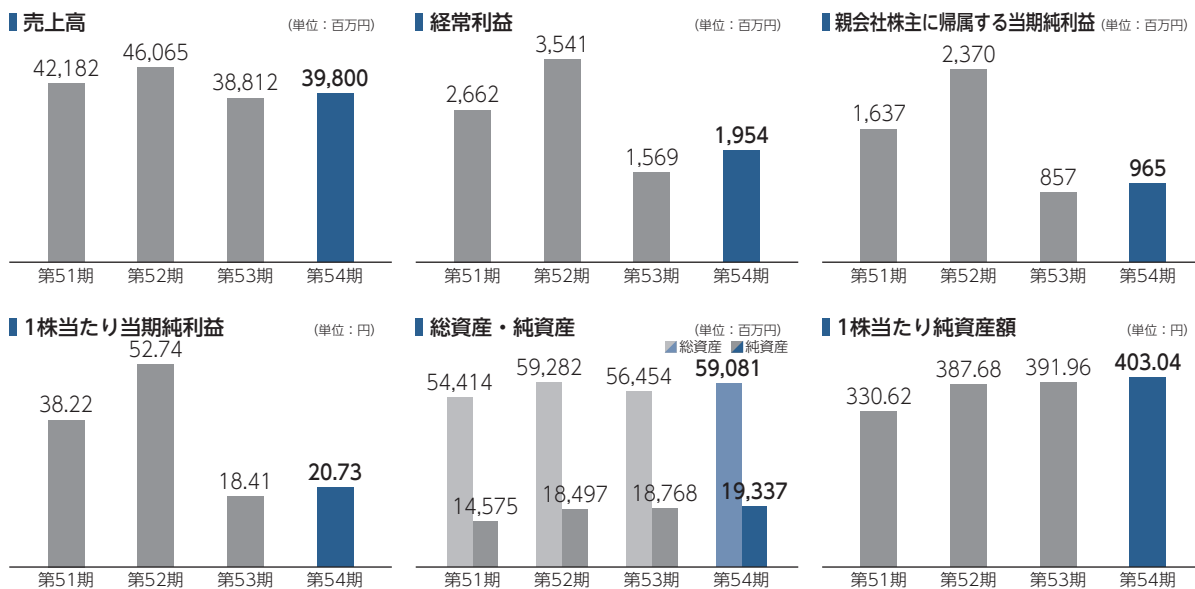
賃貸資産の取得 2,523百万円

③ 資金調達の状況

当社は、設備資金の安定的かつ効率的調達を目的として、2021年6月25日に総額4,000百万円のシンジケートローン契約を締結しております。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第51期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	第52期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	第53期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	第54期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売 上 高 (百万円)	42,182	46,065	38,812	39,800
経 常 利 益 (百万円)	2,662	3,541	1,569	1,954
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	1,637	2,370	857	965
1株当たり当期純利益 (円)	38.22	52.74	18.41	20.73
総 資 産 (百万円)	54,414	59,282	56,454	59,081
純 資 産 (百万円)	14,575	18,497	18,768	19,337
1株当たり純資産額 (円)	330.62	387.68	391.96	403.04



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 イ ワ タ	10,032千円	60.0%	和歌山県における建設用仮設機材のレンタル
株 式 会 社 青 森 ア ト ム	10,000千円	100.0%	青森県における建設用仮設機材のレンタル
株 式 会 社 ヒ ラ マ ツ	10,000千円	100.0%	建設用仮設機材の運送
株式会社トータル都市整備	30,000千円	100.0%	土木工事・シールド工事前仮設機材の販売及びレンタル
株式会社キャディアン	30,000千円	100.0%	仮設計画図及び計算書作成並びに各種設計
株式会社ネクステック	25,000千円	100.0%	支保工材・ステンレス型枠材の販売及びレンタル
株式会社ナカヤ機材	10,000千円	100.0%	島根県における建設用仮設機材のレンタル
ホリーコリア株式会社	4,400百万 ウォン	100.0%	建設用仮設機材の製造、販売
ホリーベトナム有限会社	9.6百万 USドル	100.0%	建設用仮設機材の製造、販売
DIMENSION-ALL INC.	247百万 Phペソ	100.0%	フィリピン共和国における建設用仮設機材の販売・レンタル

(4) 対処すべき課題

当社グループの業績は、これまでの実績から外部環境に大きく左右され、特に経済活動が減退する状況下では、業績が著しく変動する傾向にあります。

このような課題の認識から、当社グループは、「次世代足場におけるトップシェアの維持・拡大」、「維持補修工事へと移行する市場への対応」、「仮設部門以外における収益事業の育成」、「海外事業基盤の収益成長」を中期的に対応すべき経営課題と認識し、2022年3月期を初年度とする中期経営計画において、それぞれの課題に対応するための基本戦略を策定いたしました。これら基本戦略に基づき、当社グループは、中期経営計画ビジョンの実現、企業価値向上に努めてまいります。

(2021 中期経営計画 基本戦略)

- ① 「Iqシステム」を中心としたハードとソフトを融合したサービスの開発
「Iqシステム」の次世代足場における製品面での優位性に代表されるハード面だけではなく、足場の管理・運用・コンサルティングなどのソフト面の強化を図ってまいります。足場をはじめとした仮設機材は、実質的な耐用年数が長く利用価値は変わりません。そのため、製品イノベーションが起こり難しく、また、所定の減価償却期間を過ぎれば、売上原価となる賃貸資

産償却費の負担が軽減され、価格競争に陥る傾向にあります。特に需要が停滞する環境下においては、価格競争が発生しやすく、製品力（ハード）の優位性は、価格の圧力に押し負けてしまいます。このことから、顧客から選ばれるためには製品力だけではなく、顧客事業における課題に対応した課題解決力（ソフト）の提供が欠かせないと判断しております。製品力と課題解決力、ハードとソフトを融合した新たなサービスの開発と提供によって、顧客から選ばれ続ける企業となることを目指してまいります。

（ハード：製品力）

工事現場における安全性、施工性、作業性を向上させる高付加価値仮設機材の提供

（ソフト：課題解決力）

「開発・製造」、「販売」、「レンタル」、「設計・施工」、「管理・物流」の当社グループの経営基盤を構築する機能の提供

（ハードとソフトを融合した新たなサービス）

「Iqシェアリング」

顧客が保有するIqシステムの管理（整備、入出庫、品質維持など）を当社で担う。「Iqシェアリング」に対応する当社の物流拠点で入出庫が可能。不足部材、周辺部材はレンタルで提供。

② 維持補修・再インフラ関連製品の強化

日本国内の建設工事の元請完工高における維持補修（リフォーム・リニューアル）工事の割合は、増加傾向にあります。日本の高度経済成長期に整備新幹線、高速道路、鉄道などの主要インフラの整備が進み、これらインフラが建設されてから、およそ50年が経過し、全国各地で維持補修工事が進行しております。これら工事に対応する製品として、主に高速道路の維持修繕工事において、優れた施工性と安全性を提供するパネル式吊り棚足場「スパイダーパネル」、システム吊り棚足場「V-MAX」、ダムや送電設備など特に山間部における維持修繕工事において、大型クレーン等の重機の構台を工具レスで組立可能な「YTロックシステム」などの拡販に努めてまいります。また、レンタル事業におきましては、主に高層マンション向けに出荷してきました移動昇降式足場「リフトクライマー」に関しまして、土木分野での活用が広がり、建築・土木の両分野での拡販に努めてまいります。

③ 仮設部門以外の事業育成

仮設部門以外での事業分野では、アグリ事業の成長を促進させてまいります。埼玉県羽生市におきまして、当社が製造販売する農業用グリーンハウス「G-Castle NEO48（ジー・キャッスル・ネオ・48）」、「G-Castle Pro1（ジー・キャッスル・プロ・1）」を用いて果菜類を栽培し、その性能を評価するための実証農場を建設いたしました。この実証農場では、当社製グリーンハウスの性能評価だけではなく、顧客の施設見学を受け入れ、また、ハウス内の環境制御装置や最適栽培方法の検証を行い、その検証結果を販売促進に活用いたします。センシング技術を導入し、栽培に関する各種データを収集し、これらデータを顧客へ提供するなどの二次活用も進め、事業拡大に努めてまいります。

④ 海外事業基盤の再整備

海外事業基盤の再整備につきましては、特にフィリピンの子会社において、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けました。フィリピンは、依然として経済成長率は高く、有望な市場であり、建設投資はコロナ以前に回復すると見込んでおります。引き続き、管理体制や事業基盤の整備を進め、さらなる成長に向けて強化してまいります。

- (5) **主要な事業内容** (2022年3月31日現在)
建設用仮設機材の開発、製造、販売及びレンタル

- (6) **主要な事業所** (2022年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

区分	名称 (所在地)
本社	本社 (大阪市北区)
支店	東北仙台 (仙台市青葉区) 名古屋 (名古屋市西区)
	新潟潟 (新潟市中央区) 大阪 (大阪市北区)
	茨城 (茨城県東茨城郡茨城町) 中国 (香川県さぬき市)
	東京 (東京都中央区) 九州福岡 (福岡市博多区)
営業所	札幌 (札幌市中央区) 北陸 (石川県かほく市)
	盛岡 (岩手県滝沢市) 福井 (福井県鯖江市)
	福島 (福島県双葉郡広野町) 京滋 (滋賀県近江八幡市)
	鹿島 (茨城県鹿嶋市) 神戸 (神戸市長田区)
	市原 (千葉県市原市) 広島 (広島市東区)
	長野 (長野県長野市) 沖縄 (沖縄県豊見城市)
	静岡岡 (静岡県牧之原市)
工場	群馬馬 (群馬県桐生市) 岐阜阜 (岐阜県安八郡安八町)
機材センター	青森東通 (青森県下北郡東通村) 長野飯田 (長野県下伊那郡豊丘村)
	岩手盛岡 (岩手県滝沢市) 静岡岡吉田 (静岡県牧之原市)
	宮城仙台第二 (宮城県加美郡加美町) 石川金沢 (石川県かほく市)
	福島広野 (福島県双葉郡広野町) 福井鯖江 (福井県鯖江市)
	新潟横越 (新潟市江南区) 東海木曾岬 (三重県桑名郡木曾岬町)
	新潟長岡 (新潟県長岡市) 滋賀近江八幡 (滋賀県近江八幡市)
	茨城中央 (茨城県東茨城郡茨城町) 大阪枚方 (大阪府枚方市)
	茨城出島 (茨城県かすみがうら市) 大阪摂津 (大阪府摂津市)
	茨城鹿島 (茨城県鹿嶋市) 和歌山桃山 (和歌山県紀の川市)
	茨城つくば (茨城県つくば市) 兵庫東条 (兵庫県加東市)
	千葉大木戸 (千葉市緑区) 兵庫神戸 (神戸市長田区)
	千葉市原 (千葉県市原市) 広島志和 (広島県東広島市)
	埼玉久喜 (埼玉県久喜市) 香川さぬき (香川県さぬき市)
	神奈川愛川 (神奈川県愛甲郡愛川町) 沖縄那覇 (沖縄県豊見城市)
	信州長野 (長野県長野市)

- (注) 1. 2021年9月1日付で、長野飯田センターを開設いたしました。
2. 2022年3月22日付で、名古屋支店を移転いたしました。

② 子会社

会 社 名	本 社 所 在 地
株 式 会 社 イ ワ タ	和 歌 山 県 紀 の 川 市
株 式 会 社 青 森 ア ト ム	青 森 県 下 北 郡 東 通 村
株 式 会 社 ヒ ラ マ ツ	静 岡 県 榛 原 郡 吉 田 町
株 式 会 社 ト ー タ ル 都 市 整 備	東 京 都 中 央 区
株 式 会 社 キ ャ デ ィ ア ン	東 京 都 中 央 区
株 式 会 社 ネ ク ス テ ッ ク	大 阪 市 北 区
株 式 会 社 ナ カ ヤ 機 材	島 根 県 松 江 市
ホ リ ー コ リ ア 株 式 会 社	大 韓 民 国
ホ リ ー ベ ト ナ ム 有 限 会 社	ベ ト ナ ム 社 会 主 義 共 和 国
DIMENSION-ALL INC.	フ ィ リ ピ ン 共 和 国

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事 業 区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減数
レ ン タ ル 事 業	651 (43) 名	3名増 (2名減)
販 売 事 業	227 (95) 名	20名増 (10名増)
海 外 事 業	277 (130) 名	18名減 (48名増)
全 社 (共 通)	67 (8) 名	4名減 (3名減)
合 計	1,222 (276) 名	1名増 (53名増)

- (注) 1. 従業員数は就業員数であります。なお、臨時従業員は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
722名 (131名)	11名増 (6名増)	37.98歳	10.45年

- (注) 従業員数は就業員数であります。なお、臨時従業員は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	5,127百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,897百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,712百万円

- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 144,000,000株
- ② 発行済株式の総数 46,585,600株
- ③ 株主数 4,052名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 タ カ ミ ヤ	7,443千株	15.98%
高 宮 東 実	5,356千株	11.50%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	3,859千株	8.29%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	3,061千株	6.57%
タ カ ミ ヤ 従 業 員 持 株 会	1,705千株	3.66%
高 宮 豊 治	1,678千株	3.60%
高 宮 千 佳 子	1,579千株	3.39%
高 宮 一 雅	1,350千株	2.90%
高 宮 章 好	1,288千株	2.77%
株 式 会 社 Q u a t t r o	1,000千株	2.15%

- (注) 1. 持株比率は自己株式7,020株を控除して計算しております。
2. 新株予約権行使により、発行済株式の総数は8,600株増加しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	高 宮 一 雅	機材管理本部・海外事業本部・開発本部 管掌
代表取締役副社長	高 宮 章 好	機材管理本部・海外事業本部・開発本部 管掌
取 締 役	安 田 秀 樹	常務執行役員 経営戦略本部長
取 締 役	安 部 努	執行役員 営業本部長 (株)青森アトム代表取締役会長
取 締 役	向 山 雄 樹	執行役員 製造本部長 グローバル調達本部 管掌
取 締 役	辰 見 知 哉	執行役員 経営管理本部長
取 締 役	下 川 浩 司	税理士法人下川&パートナーズ代表社員
取 締 役	古 市 徳	
常 勤 監 査 役	清 水 靖	
監 査 役	酒 谷 佳 弘	ジャパン・マネジメント・コンサルティング(株) 代表取締役
監 査 役	上 甲 悌 二	弁護士法人淀屋橋・山上合同代表社員

- (注) 1. 取締役下川浩司氏、古市 徳氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役酒谷佳弘氏、上甲悌二氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役清水 靖氏は、当社の経理部に1989年4月から2006年3月まで、当社の情報システム室に2006年4月から2020年6月まで在籍したのち、2020年6月から現在まで当社の常勤監査役を歴任し、当社グループ基幹システムの構築、業務改善、IT統制などのグループ全体の情報管理システムを統括するなど、当社グループ業務全般に精通しております。
 4. 監査役酒谷佳弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は、取締役下川浩司氏、取締役古市 徳氏、監査役酒谷佳弘氏、監査役上甲悌二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 当事業年度中の取締役の異動（担当及び重要な兼職の状況）

氏名	異動前	異動後	異動日
高宮一雅	代表取締役会長 兼 社長 機材管理本部 管掌	代表取締役会長 兼 社長 機材管理本部・海外事業本部・ 開発本部 管掌	2021年4月1日
高宮章好	代表取締役副社長 営業本部・開発本部 管掌 (株)トータル都市整備代表取締役社長	代表取締役副社長 機材管理本部・海外事業本部・ 開発本部 管掌	2021年4月1日
安田秀樹	取締役 兼 常務執行役員 経営管理本部長	取締役 兼 常務執行役員 経営戦略本部長 経営管理本部 管掌	2021年4月1日
	取締役 兼 常務執行役員 経営戦略本部長 経営管理本部 管掌	取締役 兼 常務執行役員 経営戦略本部長	2021年6月24日
安部 努	取締役 兼 執行役員 営業本部長 兼 レンタル営業部長 (株)青森アトム代表取締役会長	取締役 兼 執行役員 営業本部長 (株)青森アトム代表取締役会長	2021年4月1日
向山雄樹	取締役 兼 執行役員 海外事業本部・事業開発本部 グローバル調達本部 管掌 (株)キャディアン代表取締役社長	取締役 兼 執行役員 製造本部長 グローバル調達本部 管掌	2021年4月1日
西岡康則	取締役 兼 執行役員 製造本部長 品質保証本部 管掌	取締役	2021年4月1日
	取締役	—	2021年6月24日
辰見知哉	上席執行役員 経営管理本部経理部長 兼 経理部長 兼 総務部長	取締役 兼 執行役員 経営管理本部長	2021年6月24日

(注) 2021年6月24日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって、取締役西岡康則氏は任期満了により退任いたしました。

7. 当事業年度後の取締役の異動（担当及び重要な兼職の状況）

氏名	異動前	異動後	異動日
高宮章好	代表取締役副社長	代表取締役副社長 兼 Takamiya Lab.本部長	2022年4月1日
安田秀樹	取締役 兼 常務執行役員 経営戦略本部長	取締役 兼 常務執行役員 経営戦略本部長 兼 Takamiya Lab. 副本部長 運輸部準備室管掌	2022年4月1日
安部 努	取締役 兼 執行役員 営業本部長	取締役 兼 専務執行役員	2022年4月1日
向山雄樹	取締役 兼 執行役員 製造本部長 グローバル調達本部 管掌	取締役 兼 執行役員 製造本部長 兼 Takamiya Lab.副本部長 兼 グローバル調達本部 管掌	2022年4月1日
辰見知哉	取締役 兼 執行役員 経営管理本部長	取締役 兼 執行役員 経営管理本部長 兼 Takamiya Lab.副本部長	2022年4月1日

8. 当社は執行役員制度を採用しており、2022年3月31日現在の取締役兼務者を除く執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
上 席 執 行 役 員	川 上 和 伯	営業本部 東日本統括部長 兼 工事部長 兼 東京支店長
上 席 執 行 役 員	庄 崎 貴 弘	営業本部 営業企画室長
上 席 執 行 役 員	梶 野 隆 史	製造本部 グローバル生産管理部長
上 席 執 行 役 員	荒 井 隆 次	海外事業本部長 兼 グローバル調達本部長
執 行 役 員	山 下 英 彦	営業本部 販売部長
執 行 役 員	南 雲 隆 司	開発本部長
執 行 役 員	大 和 光 徳	機材管理本部長 兼 機材運営部長 兼 機材購買部長
執 行 役 員	青 木 哲 也	営業本部 西日本統括部長 兼 大阪支店長 事業開発部 管掌
執 行 役 員	江 田 宏	製造本部長付部長 兼 ベトナム工場長
執 行 役 員	植 田 真 史	製造本部 グローバル品質保証部長
執 行 役 員	川 畑 貴 史	経営戦略本部 経営企画室長 兼 広報・IR室長
執 行 役 員	相 原 栄 三	経営管理本部 人事部長

② 取締役及び監査役の報酬等の総額
当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	固定報酬	業績連動報酬 (賞与)	株式報酬型 ストックオプション	報酬等の総額
取締役	9名	250,953千円	-千円	30,734千円	281,687千円
監査役	3名	14,640千円	-千円	-千円	14,640千円
合計	12名	265,593千円	-千円	30,734千円	296,327千円

- (注) 1. 上表には、2021年6月24日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2017年6月28日開催の第49回定時株主総会において年額500,000千円以内（うち、社外取締役分50百万円以内。なお、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は2名）です。また別枠で、2021年6月24日開催の第53回定時株主総会においてストックオプション報酬額として年額150,000千円以内と決議いただいております（社外取締役を除く）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。
4. 監査役の報酬限度額は、1994年5月18日開催の第25回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
5. 当事業年度に関する連結営業利益の実績は、目標2,150百万円に対し1,682百万円でありました。
6. 取締役会は、代表取締役高宮一雅に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

③ 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は以下のとおりです。

- イ. 当社は役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は職位別の「固定報酬」、単年度業績に連動した短期インセンティブとしての「業績連動報酬（賞与）」、中長期的なインセンティブとして位置付ける「株式報酬型ストックオプション」により構成されております。
- ロ. 株主利益に立脚した評価の徹底を通じ、当社グループ全体の長期継続的な成長性、並びに企業価値の向上を図っております。ただし、社外役員報酬はその役割と独立性の観点から基本報酬のみとしております。なお、役員退職慰労金については、2011年6月29日開催の第43回定時株主総会の日をもって廃止いたしました。
- ハ. 取締役の固定報酬の決定方法は、株主総会で決議された取締役の報酬総額の限度内において、代表取締役社長が各取締役の職位や職務執行に対する評価、会社業績等を総合的に勘案し、指名・報酬委員会へ諮問、答申を受けたうえで取締役会に諮り、審議・決定しております。なお、各取締役の報酬額は職位や職務執行に対する評価、会社業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。これにより、前年度の実績に応じて昇給が可能な仕組みとなっており、各役員の内

果に報いることができるよう設計しております。

- 二. 短期の業績連動報酬である賞与は、単年での連結営業利益目標を達成した場合に株主総会で決議された取締役の報酬総額の限度内において、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を勘案し、指名・報酬委員会へ諮問、答申を受けたうえで取締役会に諮り、審議・決定しております。当該指標を選択した理由は各取締役が担当領域に止まらず、広範な視野を持ち効率的なグループ経営を意識づけるためであります。
- ホ. 中長期のインセンティブである株式報酬型ストックオプションは、株主総会で決議されたストックオプション報酬総額の限度内において、当社規程の職位係数に基づき算出した付与案を指名・報酬委員会へ諮問、答申を受けたうえで取締役会に諮り、決定・付与しております。これにより単年度だけでなく中長期的な視点で業績や株価を意識し、企業価値向上を動機付ける設計となっております。
- ハ. 当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会決議により代表取締役社長に委任しております。その理由は、各取締役の評価を適正に行えるものと判断したためであります。

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役下川浩司氏は、税理士法人下川&パートナーズの代表社員を兼職しております。なお、当社は税理士法人下川&パートナーズとの間には特別の関係はありません。
 - ・監査役酒谷佳弘氏は、ジャパン・マネジメン・コンサルティング株式会社の代表取締役を兼職しております。なお、当社はジャパン・マネジメン・コンサルティング株式会社との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役上甲悌二氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同の代表社員を兼職しております。なお、当社は弁護士法人淀屋橋・山上合同との間には特別の関係はありません。
- ロ. 当事業年度における主な活動状況
 - a. 取締役会及び監査役会への出席状況

区 分		取締役会（17回開催）		監査役会（14回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	下川浩司	17回	100%	—	—
取締役	古市徳	17回	100%	—	—
監査役	酒谷佳弘	17回	100%	14回	100%
監査役	上甲悌二	13回	76%	12回	86%

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

b. 取締役会及び監査役会における発言状況

- 並びに社外取締役に果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
- ・取締役下川浩司氏は、企業の財務・会計業務等の経営指導の豊富な経験から公正な意見の表明を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また2021年4月21日設置した指名・報酬委員会の委員長として対応を行っております。
 - ・取締役古市徳氏は、経営コンサルタント等企業経営指導の豊富な経験から公正な意見の表明を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また2021年4月21日設置した指名・報酬委員会の委員として対応を行っております。

- ・ 監査役酒谷佳弘氏は、主に会計監査の豊富な経験から公正な意見の表明を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議を行っております。
- ・ 監査役上甲悌二氏は、主に弁護士としての豊富な経験から公正な意見の表明を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議を行っております。

ハ. 社外役員に対する報酬等の総額

- ・ 社外取締役 2名 9,420千円
- ・ 社外監査役 2名 5,040千円

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役（社外含む）であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者は有価証券賠償責任及びその地位に基づいて行った不当な行為に起因する損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用などを補償することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員などの職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と財務体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主のみなさまへの利益還元を重視し安定した配当を継続して実施していくことを基本としております。内部留保につきましては、健全な財務基盤を確立するとともに、自己資本の充実のために充ててまいりたいと考えております。また、自己株式の取得については、企業環境の変化に適応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき普通配当8円とさせていただきます。

2022年5月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 72,628,640円
- ・ 1株当たり配当額 8円
- ・ 基準日 2022年3月31日
- ・ 配当金の効力発生日 2022年6月8日

当社は、2006年6月29日開催の第38回定時株主総会において、会社法第459条第1項に基づく剰余金の配当等が取締役会決議により行えるよう定款変更を行っております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	26,681	流動負債	20,035
現金及び預金	8,836	支払手形及び買掛金	6,940
受取手形	2,657	短期借入金	2,612
売掛金	8,177	1年内償還予定の社債	1,047
商品及び製品	3,748	1年内返済予定の長期借入金	6,001
仕掛品	1,193	リース債務	374
原材料及び貯蔵品	1,638	未払法人税等	440
その他の	725	賞与引当金	337
貸倒引当金	△295	設備関係支払手形	147
固定資産	32,399	その他	2,132
有形固定資産	28,329	固定負債	19,708
賃貸資産	12,179	社債	4,230
建物及び構築物	5,659	長期借入金	11,942
機械装置及び運搬具	1,237	リース債務	905
土地	7,851	退職給付に係る負債	1,023
リース資産	411	資産除去債務	19
建設仮勘定	451	その他	1,585
その他の	539	負債合計	39,744
無形固定資産	787	(純資産の部)	
借地権	327	株主資本	18,665
その他の	459	資本金	1,052
投資その他の資産	3,282	資本剰余金	1,910
投資有価証券	432	利益剰余金	15,705
差入保証金	749	自己株式	△3
退職給付に係る資産	74	その他の包括利益累計額	108
繰延税金資産	766	その他有価証券評価差額金	55
その他の	1,292	繰延ヘッジ損益	△6
貸倒引当金	△33	為替換算調整勘定	98
資産合計	59,081	退職給付に係る調整累計額	△39
		新株予約権	384
		非支配株主持分	179
		純資産合計	19,337
		負債・純資産合計	59,081

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	39,800		
売上原価	28,619		
営業利益	11,181		
営業外収益	9,499		
営業外費用	1,682		
受取利息	4		
受取配当	10		
受取賃料	88		
貸付収入	15		
リース売却	150		
為替差益	211		
その他	137		618
営業外費用			
支払利息	206		
支払手数料	68		
支払税金	38		
その他	33		346
特別利益			1,954
固定資産売却益	36		
投資有価証券売却益	53		90
特別損失			
固定資産除却損	5		
投資有価証券評価損	329		
減損	43		378
税金等調整前当期純利益			1,666
法人税、住民税及び事業税			661
法人税等調整額			16
当期純利益			678
非支配株主に帰属する当期純利益			987
親会社株主に帰属する当期純利益			22
			965

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,949	流動負債	16,114
現金及び預金	5,424	支払手形	2,157
受取手形	2,435	買掛金	3,805
売掛金	5,820	短期借入金	1,330
商品及び製品	2,977	1年内償還予定の社債	1,047
仕掛品	917	1年内返済予定の長期借入金	5,729
原材料及び貯蔵品	796	リース負債	49
前払費用	215	未払金	784
その他の金	369	未払費用	276
貸倒引当金	△6	未払法人税等	227
固定資産	32,482	賞与引当金	292
有形固定資産	23,747	貸倒引当金	147
貸付資産	10,624	備関係支払手形	264
建物	3,193	固定負債	18,020
構築物	1,615	社債	4,230
機械及び装置	551	長期借入金	11,449
車両運搬具	23	退職給付引当金	715
器具備品	437	長期未払金	1,393
土地	6,830	リース負債	20
リース資産	64	資産除去負債	19
建設仮勘定	406	その他	189
無形固定資産	767	負債合計	34,134
借地権	327	(純資産の部)	
ソフトウェア	380	株主資本	16,851
その他	58	資本金	1,052
投資その他の資産	7,967	資本剰余金	1,901
投資有価証券	243	資本準備金	1,090
関係会社株	3,692	その他資本剰余金	811
長期貸付金	2,501	利益剰余金	13,900
繰延税金資産	319	利益準備金	76
差入保証金	699	その他利益剰余金	13,824
その他	535	別途積立金	2,010
貸倒引当金	△24	繰越利益剰余金	11,814
資産合計	51,432	自己株式	△3
		評価・換算差額等	61
		その他有価証券評価差額金	68
		繰延ヘッジ損益	△6
		新株予約権	384
		純資産合計	17,297
		負債・純資産合計	51,432

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	33,424
売上原価	25,109
売上総利益	8,315
販売費及び一般管理費	7,588
営業利益	726
営業外収益	
受取利息	35
受取配当金	189
受取賃貸料	98
貸付資産受入益	15
スワップ売却益	73
為替差益	179
雑収入	126
営業外費用	
支払利息	128
支払手数料	68
社債発行費	38
経常損失	34
特別利益	1,175
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	53
特別損失	
固定資産除却損	2
投資有価証券評価損	329
減損損失	2
税引前当期純利益	894
法人税、住民税及び事業税	435
法人税等調整額	△54
法人税等合計	380
当期純利益	513

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社タカミヤ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 林 一 毅
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 尾 志 都

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タカミヤの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカミヤ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社タカミヤ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 和田 林 一 毅
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 尾 志 都

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タカミヤの2021年4月1日から2022年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

招集
ご通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

計算
書類

監査
報告

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

株式会社タカミヤ 監査役会

常勤監査役 清 水 靖 ㊟

社外監査役 酒 谷 佳 弘 ㊟

社外監査役 上 甲 悌 二 ㊟

以 上

会社概要

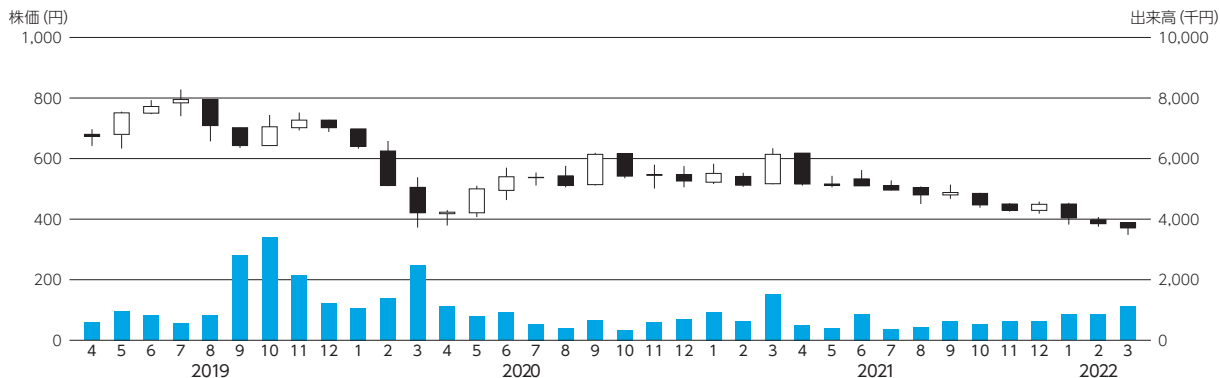
(2022年3月31日現在)

商号 株式会社タカミヤ
 会社設立 1969年6月21日
 本社所在地 大阪市北区大深町3番1号
 グランフロント大阪
 タワーB27階
 資本金 1,052,146千円
 代表者 代表取締役会長兼社長 高宮一雅
 従業員数 単体 722名 / 連結 1,222名
 取引銀行 三菱UFJ銀行
 みずほ銀行
 三井住友信託銀行

株主メモ

事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
 定時株主総会 6月中
 基準日 定時株主総会 3月31日
 剰余金の配当(期末) 3月31日
 剰余金の配当(中間) 9月30日
 単元株式数 100株
 株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
 特別口座の口座管理機関
 同連絡先 〒541-8502
 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
 電話 0120-094-777(通話料無料)
 公告方法 電子公告により行います。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。

株価および出来高の推移



株主の皆さまへのお知らせ

定時株主総会の決議の結果は、当社ウェブサイトにてご報告させていただきます。
 詳しくは、当社ウェブサイト(<https://www.takamiya.co/>)をご覧ください。

株主総会会場ご案内図

会場

グランフロント大阪 タワーB27階

株式会社タカミヤ 本社

大阪市北区大深町3番1号

交通機関

■ JR「大阪駅」より徒歩約7分

■ 地下鉄御堂筋線「梅田駅」より徒歩約8分

■ 阪急電鉄「大阪梅田駅」より徒歩約8分

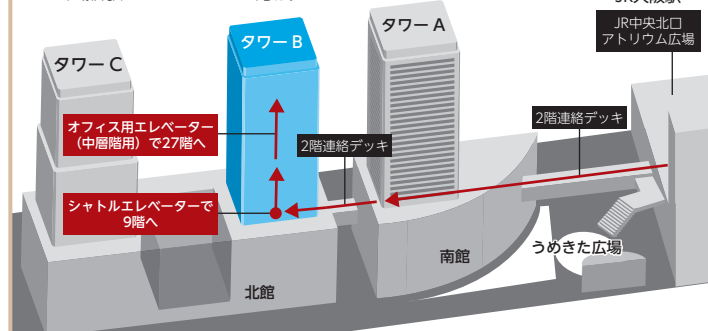
■ 阪神電鉄「大阪梅田駅」より徒歩約10分

JR大阪駅から会場までの徒歩経路

- ① JR大阪駅中央北口方向にお進みください。
- ② 中央北口にごございますエスカレーターまたはエレベーターを使い、2階（グランフロント大阪方向）にお進みください。
- ③ 2階に到着されましたら、グランフロント大阪タワーAへ通じる2階連絡デッキがごございます。2階連絡デッキをタワーBまで直進ください。
- ④ 右手にあるタワーB館内のシャトルエレベーターにて9階までお上がりください。その後、オフィス用エレベーター（中層階用）へ乗り換えいただき、27階までお上がりください。
- ⑤ 27階にご到着されましたら正面にごございます受付までお越しください。



JR大阪駅からのアクセス方法



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

法令及び定款に基づく インターネット開示事項

新株予約権等の状況
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

株式会社タカミヤ

上記各事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.takamiya.co/>) に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年3月31日現在）

回次	行使 価額	目的となる株式の種類 及び数	新株予約権 の個数	権利行使期間	保有者数	保有個数
第4回	1円	普通株式 新株予約権1個につき400株	900個	2011年7月16日から 2041年7月15日まで	取締役 4名	900個
第6回	1円	普通株式 新株予約権1個につき400株	1,060個	2012年7月18日から 2042年7月17日まで	取締役 4名	900個
第7回	1円	普通株式 新株予約権1個につき200株	1,060個	2013年8月14日から 2043年8月13日まで	取締役 4名	900個
第8回	1円	普通株式 新株予約権1個につき200株	420個	2014年7月17日から 2044年7月16日まで	取締役 4名	360個
第9回	1円	普通株式 新株予約権1個につき100株	980個	2015年7月17日から 2045年7月16日まで	取締役 5名	780個
第10回	1円	普通株式 新株予約権1個につき100株	942個	2016年7月20日から 2046年7月19日まで	取締役 5名	754個
第11回	1円	普通株式 新株予約権1個につき100株	627個	2017年7月19日から 2047年7月18日まで	取締役 6名	570個
第12回	1円	普通株式 新株予約権1個につき100株	471個	2018年7月18日から 2048年7月17日まで	取締役 6名	430個
第13回	1円	普通株式 新株予約権1個につき100株	420個	2019年7月18日から 2049年7月17日まで	取締役 6名	406個
第14回	1円	普通株式 新株予約権1個につき100株	1,295個	2020年7月17日から 2050年7月16日まで	取締役 6名	1,259個
第15回	0円	普通株式 新株予約権1個につき100株	916個	2021年7月16日から 2051年7月15日まで	取締役 6名	916個

- (注) 1. 新株予約権の行使条件及びその他条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定める「新株予約権割当契約書」によるものとする。
2. 2013年4月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより同日以降に新株予約権を行使する際には、新株予約権の目的となる株式数、行使に際して出資される財産の価額がそれぞれ分割割合に応じて調整されております。
3. 2015年1月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより同日以降に新株予約権を行使する際には、新株予約権の目的となる株式数、行使に際して出資される財産の価額がそれぞれ分割割合に応じて調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	32百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画の相当性、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの相当性などを確認し検討した上で、前事業年度監査実績・監査報酬、同業他社の監査報酬水準等を参考にして、報酬水準が監査品質の維持に問題ない金額と判断し、会社法第399条第1項の同意をしております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等それらの観点から監査を遂行するのに不十分であると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

業務の適正を確保するための体制

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスクマネジメント基本規程」により、リスクカテゴリー毎の担当部署を定める。
- (2) 総務部をリスクマネジメント担当部署に定め、全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- (3) 内部監査室が各部門のリスクマネジメントの状況を監査し、その結果を定期的に社長及び取締役会、監査役会に報告する。

2. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は全社的な目標を定め、各担当取締役・執行役員はその目標達成のために各部門の具体的目標及び権限を含めた効率的な達成方法を定める。
- (2) 月次の業績は情報システムの活用により迅速にデータ化することで、担当取締役及び取締役会に報告する。
- (3) 取締役会は、毎月、目標の進捗状況をレビューし、目標達成を阻害する要因を改善することにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

3. 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「コンプライアンス・マニュアル」及びコンプライアンス体制に関する規程を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- (2) 総務部をコンプライアンス担当部署と定め、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、その徹底を図るため役職員教育等を行う。
- (3) 内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に社長及び取締役会、監査役会に報告する。
- (4) 法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置し運営する。コンプライアンスの状況を監査する。
- (5) 反社会的勢力に対しては、「企業行動規範」及び「コンプライアンス・マニュアル」並びに「反社会的勢力等排除規程」において組織としての対応方針を明確にし、一切の関係を持たない。反社会的勢力から接触を受けたときは、直ちに所轄警察、企業防衛連合協議会等の機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては、弁護士等を含め外部機関と連携して対処する。

4. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 「文書管理規程」に定める保管方法、保管場所、保存期間に従い、次に定める文書（電磁的記録を含む）を保存する。
 - ① 株主総会議事録
 - ② 取締役会議事録
 - ③ 重要な会議の議事録
 - ④ 予算統制に関するもの
 - ⑤ 会計帳簿、会計伝票に関するもの
 - ⑥ 官公庁及び証券取引所に提出した文書の写し
 - ⑦ 稟議書
 - ⑧ 契約書
 - ⑨ その他文書管理規程に定める文書
- (2) 取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

5. 子会社各社の取締役の職務に係る事項の当会社への報告に関する体制
子会社各社は、「関係会社管理規程」に従い、株主総会、社員総会の付議議案、取締役会の決定事項、当該会社の財産に著しい増減、変動をきたす事項、期末現在の従業員数、月次決算書、営業上重要な事項及び会社の信用に重大な影響を与える事態、重大な事故の発生した場合について、当会社に報告する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 当会社の現状を勘案し、当面特定の監査役補助使用人を設置しないが、監査役が必要と認めた場合は、使用人を監査役の補助にあたらせることとする。この場合、監査役はあらかじめ取締役に通知する。
 - (2) 前項の使用人の監査役補助業務遂行について、取締役はその独立性について、自らも認識するとともに関係者に徹底させる。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当会社は、監査役がその職務を補助すべき使用人に関し、監査役がその指揮命令に従う旨を当会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
8. 当社グループの取締役及び使用人の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役及び執行役員は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。
 - (2) 取締役、執行役員及び使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合、または監査役が当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
 - (3) 監査役に報告すべき事項を定める規程を制定し、取締役は次に定める事項を報告する。
 - ① 重要な会議で決議された事項
 - ② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ③ 毎月の経営状況として重要な事項
 - ④ 内部監査状況
 - ⑤ リスクマネジメントに関する重要な事項
 - ⑥ 重大な法令・定款違反
 - ⑦ コンプライアンス・ホットラインの通報状況及び内容
 - (4) 使用人は前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告できるものとする。
 - (5) 取締役及び使用人は、内部通報制度による通報状況及び内容、社内不祥事、法令違反事案のうち重要なものは監査役へ伝達しなければならない。内部通報制度においては、通報者に対する不利益な取扱いの禁止を明文化する。
9. 監査役への報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当会社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。
10. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 内部監査室は監査の方針、計画について監査役会と事前協議を行い、その監査結果を定期的に報告し、監査役会と緊密に連携する。
- (2) 会計監査人は定期的に監査結果の報告を監査役会に行う。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

イ. 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

なお、当事業年度においては、取締役会を22回（臨時取締役会及び書面決議を含む）、監査役会を14回（臨時監査役会を含む）、執行幹部会議を12回開催し、法令・定款への適合性と業務の適正性の観点から審議を行っております。

ロ. 取締役の職務の執行体制

「取締役会規程」に則り、取締役会を22回（臨時取締役会及び書面決議を含む）開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務の執行状況について監督を行っております。また、社外取締役により取締役会の監督機能を高め、経営の健全性・透明性の確保に努めております。

なお、取締役会議事録や稟議書等の関連情報は「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理され、取締役及び監査役が常時閲覧できる体制を整備しております。

ハ. コンプライアンスの推進及びリスクの管理

当社はコンプライアンス推進とリスク管理体制を構築するため、「コンプライアンス・マニュアル」及び「企業行動規範」並びに「リスクマネジメント基本規程」を制定しております。入社時研修や全従業員を対象としたコンプライアンス研修の実施、社内外の複数の通報窓口の運営等により、コンプライアンス体制の整備を継続的に行っております。なお、通報者に対する不利益な取扱いの禁止を「内部統制基本方針」及び「内部通報規程」に明記しております。

また、内部監査室が各部門におけるリスクを監査するほか、リスクマネジメント担当部署である総務部がリスク・コンプライアンス委員会を開催し、各部門におけるリスク及び従業員等の法令順守状況について把握・管理しております。

ニ. 当社グループの管理

当社グループ各社は毎月子会社会議を開催するほか、年1回のグループアライアンス会議を実施し、月次業績及び重要な決議事項等を随時報告しております。

また、当社グループ各社の株主総会及び取締役会決議事項等につきましては、当社取締役会において審議を行っております。また、内部監査室が当社グループ各社の内部統制監査及び業務監査を実施しております。

ホ. 監査役の監査体制

監査役会は、毎月1回の定時監査役会の開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では法令、定款及び当社「監査役会規程」に基づいて重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。また、監査役は定時取締役会並びに臨時取締役会及び経営会議等の重要な会議に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。

監査役監査は、常勤監査役を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等については、監査役会において協議されており、取締役会に対して監査指摘事項を提出することとしております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	1,050	1,908	15,392	△3	18,347
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株 予約権の行使）	2	2			4
剰余金の配当			△652		△652
親会社株主に帰属する 当期純利益			965		965
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	2	2	313	-	317
当 期 末 残 高	1,052	1,910	15,705	△3	18,665

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 値 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 定 額	退 職 給 付 金 等 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	55	△6	△104	△38	△94	357	157	18,768
連結会計年度中の変動額								
新株の発行（新株 予約権の行使）								4
剰余金の配当								△652
親会社株主に帰属する 当期純利益								965
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	0	0	203	△1	202	26	22	250
連結会計年度中の変動額合計	0	0	203	△1	202	26	22	568
当 期 末 残 高	55	△6	98	△39	108	384	179	19,337

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 10社

主要な連結子会社の名称

株式会社イワタ

株式会社キャディアン

株式会社ヒラマツ

株式会社青森アトム

株式会社トータル都市整備

ホリーコア株式会社

ホリーベトナム有限会社

株式会社ネクステック

D I M E N S I O N - A L L I N C .

株式会社ナカヤ機材

② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社タカミヤの愛菜

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連会社数 該当ありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社4社及び関連会社1社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

商品・製品・仕掛品・原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

主として最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、賃貸資産及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

賃貸資産 3～8年

建物及び構築物 7～31年

機械装置及び運搬具 4～17年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は、ソフトウェア（自社使用）について社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

当社及び連結子会社は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、在外連結子会社については、個々の債権の回収可能性を検討し計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

当社及び連結子会社は、役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

二. 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、建設用仮設機材の開発・製造・販売及びレンタルを主たる事業とし、製品等の販売については、顧客への製品等の引き渡し時点で製品・商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷時から製品・商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

また、当社が請け負っている工事については、一定の期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度については、工事原価の発生状況と直接関係があるため、予想される総工事原価に対する発生した工事原価の比率を使用しております。

レンタルの一部収益である運搬及び労務等のサービス提供業務については、それぞれのサービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断していることから、サービスの提供が完了した時点で収益を認識しております。

なお、レンタルに含まれるリース収益等については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき、収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

社債発行費については、支出時に全額費用として処理しております。

ロ. 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ヘッジ方針

金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引においては、取引すべてについてヘッジに高い有効性が明らかに認められるため、有効性の判定を省略しております。

ハ. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

二. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ホ. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、20年以内の定額法により償却を行っております。

ヘ. 退職給付に係る負債の計上基準

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- c. 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち株式会社イワタの事業年度末日は3月20日、ホリーベトナム有限会社、DIMENSION-ALL INC. は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同事業年度末日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結会計年度末日3月31日までの差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました営業外収益の「受取保険金」は重要性が乏しくなったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
減損損失43百万円、有形固定資産28,329百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

資産グループごとに減損の兆候の有無を把握し、減損の兆候が識別された資産グループに関して、減損損失の認識の判定を行っております。認識の判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローが当該資産グループの帳簿価額を上回っていることから、減損損失を認識しておりません。また、割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された事業計画に基づいて行っております。

ロ. 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた取締役会によって承認された事業計画の主要な仮定は、レンタル事業における賃貸資産の稼働率及び販売事業における市場規模・占有率及び営業利益率です。その他、関連する外部情報や、過去の実績等も考慮して算出しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後緩やかに収束していくと想定し、当連結会計年度末時点で入手可能な情報に基づき会計処理を行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症による影響は不確定要素が多く、収束までの期間が長期化した場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定であるレンタル事業における賃貸資産の稼働率及び販売事業における市場規模・占有率については、見積りの不確実性が高く、その変動に伴い、割引前将来キャッシュ・フローの見積り額が減少することにより、翌連結会計年度において当該固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）766百万円（繰延税金負債と相殺前の金額は1,018百万円）

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。また、課税所得の見積りは、取締役会によって承認された事業計画・中期経営計画に基づいて行っております。

ロ. 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる取締役会によって承認された事業計画の主要な仮定は、レンタル事業における賃貸資産の稼働率及び販売事業における市場規模・占有率及び営業利益率です。その他、関連する外部情報や過去の実績等も考慮して算出しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後緩やかに収束していくと想定し、当連結会計年度末時点で入手可能な情報に基づき会計処理を行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症による影響は不確定要素が多く、収束までの期間が長期化した場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定であるレンタル事業における賃貸資産の稼働率及び販売事業における市場規模・占有率については、見積りの不確実性が高く、その変動に伴い、課税所得の見積り額が減少することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	25百万円
土地	119百万円
計	145百万円

上記物件について、短期借入金202百万円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	34,286百万円
(3) 受取手形裏書譲渡高	13百万円
(4) 手形債権流動化に伴う買戻し義務額	39百万円
(5) 金融機関の信用状（L/C）に対する連帯保証	46百万円（381千ドル）
(6) 仕入債務に対する連帯保証	5百万円（1,000百万ドン）

6. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	金 額
茨城県鹿嶋市	当社機材センター	建物及び構築物	2百万円
岐阜県海津市	連結子会社機材センター	土地、建物及び構築物	41百万円

当社機材センターは、閉鎖の意思決定を行ったことに伴い、期末時点における帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失として特別損失に計上しました。また、連結子会社機材センターは、売却の意思決定を行ったことに伴い、売却想定価額と回収可能価額との差額を減損損失として特別損失に計上しました。

当社グループの減損会計適用にあたっての資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を実施している単位を基礎としております。具体的には当社の事業用資産は主として地域性及び事業内容をもとに区分した資産グループ毎に、賃貸用資産は物件毎に、資産のグルーピングを行っており、本社、厚生施設等については、共用資産としております。また、連結子会社は各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	46,577,000	8,600	—	46,585,600
自己株式				
普通株式	7,020	—	—	7,020

(注) 普通株式の発行済株式の増加8,600株は、新株予約権の行使による増加であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月12日 取締役会	普通株式	372	8.0	2021年3月31日	2021年6月9日
2021年11月8日 取締役会	普通株式	279	6.0	2021年9月30日	2021年12月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年 5月12日 取締役会	普通株式	372	利益剰余金	8.0	2022年3月31日	2022年6月8日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,483,500株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は、主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額202百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 投資有価証券			
その他有価証券	229	229	—
② 1年内償還予定の社債	1,047	1,065	18
③ 1年内返済予定の長期借入金	6,001	6,046	44
④ 社債	4,230	4,185	△45
⑤ 長期借入金	11,942	11,934	△8
⑥ デリバティブ取引(*)	(7)	(7)	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

- (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
 金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複雑使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	229	—	—	229
デリバティブ取引	—	(7)	—	(7)

- ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年内償還予定の社債	—	1,065	—	1,065
1年内返済予定の長期借入金	—	6,046	—	6,046
社債	—	4,185	—	4,185
長期借入金	—	11,934	—	11,934

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1年内償還予定の社債、社債

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金、長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	販売事業	レンタル事業	海外事業	合計
売上高				
顧客との契約から生じる収益	13,193	12,998	2,580	28,773
その他の収益	—	10,266	760	11,027
外部顧客への売上高	13,193	23,265	3,341	39,800

(注) その他の収益には、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づくリース収益等が含まれております。

- (2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (3)会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	11,217百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	10,834
契約資産（期首残高）	457
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	714
契約負債（期末残高）	—

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において残存履行義務はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 403円04銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 20円73銭 |

11. その他の注記

(金額の表示単位の変更)

当連結会計年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利益準備金	その 他 利 益 剰 余 金		
					別 積	途 金	繰 越 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,050	1,088	811	1,899	76	2,010	11,952	14,038
事業年度中の変動額								
新株の発行（新株 予約権の行使）	2	2		2				
剰余金の配当							△652	△652
当期純利益							513	513
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	2	2	-	2	-	-	△138	△138
当 期 末 残 高	1,052	1,090	811	1,901	76	2,010	11,814	13,900

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△3	16,985	63	△6	56	357	17,399
事業年度中の変動額							
新株の発行（新株 予約権の行使）		4					4
剰余金の配当		△652					△652
当期純利益		513					513
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）			4	0	4	26	31
事業年度中の変動額合計	-	△134	4	0	4	26	△102
当 期 末 残 高	△3	16,851	68	△6	61	384	17,297

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- イ. 子会社及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- ロ. その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- イ. 商品・製品・仕掛品・原材料
移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ロ. 貯蔵品
最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。
ただし、賃貸資産及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|------------|-------|
| 賃貸資産 | 3～8年 |
| 建物及び構築物 | 7～31年 |
| 機械装置及び器具備品 | 4～17年 |
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、建設用仮設機材の開発・製造・販売及びレンタルを主たる事業とし、製品等の販売については、顧客への製品等の引き渡し時点で製品・商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷時から製品・商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

また、当社が請け負っている工事については、一定の期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度については、工事原価の発生状況と直接関係があるため、予想される総工事原価に対する発生した工事原価の比率を使用しております。

レンタルの一部収益である運搬及び労務等のサービス提供業務については、それぞれのサービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断していることから、サービスの提供が完了した時点で収益を認識しております。

なお、レンタルに含まれるリース収益等については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき、収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費については、支出時に全額費用として処理しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ハ. ヘッジ方針

金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引においては、取引すべてについてヘッジに高い有効性が明らかに認められるため、有効性の判定を省略しております。

③ デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

④ 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、計算書類に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失2百万円、有形固定資産23,747百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結計算書類の「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産（純額）319百万円（繰延税金負債と相殺前の金額は378百万円）
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結計算書類の「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 30,892百万円 |
| (2) 手形債権流動化に伴う買戻し義務額 | 39百万円 |
| (3) 銀行借入に対する連帯保証 | 735百万円（290百万ペソ及び500百万ウォン） |
| (4) リース債務に対する連帯保証 | 801百万円 |
| (5) 金融機関の信用状（L/C）に対する連帯保証 | 46百万円（381千ドル） |
| (6) 仕入債務に対する連帯保証 | 5百万円（1,000百万ドン） |
| (7) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 763百万円 |
| 長期金銭債権 | 2,498百万円 |
| 短期金銭債務 | 612百万円 |

5. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引
営業取引による取引高の総額 6,639百万円
営業取引以外の取引による取引高の総額 239百万円
- (2) 投資有価証券売却益
保有する投資有価証券の一部を売却したことによるものであります。
- (3) 減損損失
当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
茨城県鹿嶋市	機材センター	建物、構築物	2百万円

当該資産は、機材センター閉鎖の意思決定を行ったことに伴い、期末時点における帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失として特別損失に計上しました。

当社の減損会計適用にあたっての資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を実施している単位を基礎としております。具体的には事業用資産は主として地域性及び事業内容をもとに区分した資産グループ毎に、賃貸用資産は物件毎に、資産のグルーピングを行っております。また、本社、厚生施設等については、共用資産としております。

当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、零として評価しております。

- (4) 投資有価証券評価損
保有する投資有価証券の一部の株式減損処理に伴う評価損であります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	7,020	—	—	7,020

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		(単位：百万円)
貸倒引当金		9
投資有価証券評価損		239
未払事業税		21
賞与引当金		89
退職給付引当金		218
長期未払金		43
株式報酬費用		117
減価償却超過額		1
繰延ヘッジ損益		2
その他		108
繰延税金資産小計		852
評価性引当額		△474
繰延税金資産合計		378
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△29
その他		△29
繰延税金負債合計		△58
繰延税金資産の純額		319

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

		(単位：%)
法定実効税率		30.58
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		1.52
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		△6.23
評価性引当額		12.03
住民税均等割		4.10
その他		0.55
税効果会計適用後の法人税等の負担率		42.55

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ホリーベトナム(有)	所有 直接 100.0	役員の兼任	資金の貸付	-	流動資産その他	69
						長期貸付金	1,350
子会社	DIMENSION-ALL INC.	所有 直接 100.0	資金の貸付等	資金の貸付	-	長期貸付金	697
				債務保証(注)2	1,485	-	-

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
個人主要株主	高宮東実(注)3	(被所有) 直接 11.5	名誉会長業務の委嘱(注)3	名誉会長業務の委嘱(注)3	12	-	-

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
 2. 金融機関等からの借入金・リース債務に対して債務保証を行っております。
 3. 当社の主要株主高宮東実は、2006年4月1日付で取締役を退任し、名誉会長に就任いたしました。報酬額については、委嘱する業務の内容等を勘案し、取締役会にて協議の上決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類の「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	363円11銭
(2) 1株当たり当期純利益	11円03銭

11. その他の注記

(金額の表示単位の変更)

当事業年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。